

③1 アグリシードファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

出資により調達した資金につきましては、補助金と異なり、①設備投資や事業拡大、②財務内容の改善・信用力の向上など、フレキシブルに活用していただくことができます。また、借入金と異なり、約定返済がなく、担保・保証人も不要です。

- (1) 出資金額：原則 10 百万円以下（出資上限比率：発行済株式総数の 50%）
 - (2) 出資期間：10 年以内
 - (3) 投資対象：農業法人
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
（主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫）
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者と同程度と認められる経営計画を作成している者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 計算書類を年に 1 回以上作成していること
 - ・ 直近の決算において債務超過でないこと（または、債務超過であったとしても、直近事業年度において、経常利益及び税引後当期利益がいずれも黒字化しており、かつ 5 年以内の債務超過解消が見込まれること）
 - ・ 経常利益および税引後当期利益がいずれも過去 3 年連続赤字でないこと
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 5 年以上の事業計画を策定していること
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 10 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

⑫復興ファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

復興ファンドは、アグリシードファンドにおけるスキームを活用し、被災した農業法人等に対して、柔軟に資本を供与することにより、営農等の再開のバックアップを図る商品です。

- (1) 出資金額：原則 30 百万円以下
(出資上限比率：原則、発行済株式総数の 50%)
 - (2) 出資期間：15 年以内
 - (3) 投資対象：災害救助法等が適用された災害で被災した農業法人等
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
(主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫)
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者と同程度と認められる経営計画を作成している者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 災害前の決算が債務超過でないこと（もしくは5年以内に解消可能であったと説明できること）
 - ・ 災害前において、経常利益及び税引後当期利益のいずれかが3期連続赤字でないこと（もしくは翌年度黒字であったと説明できること）
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 主要取引行の支援方針が明確であること
 - ・ 10年後に税引前当期利益が黒字、かつ債務超過が存在しない事業計画を作成していること、かつ達成が見込まれること
 - ・ 対象となる災害等は以下の通り（※対象となる災害等の発生から3年以内）
 - 激甚災害法により「本激」、「早期局激」に指定された災害
 - 災害救助法が適用された災害
 - 家畜伝染病予防法に基づく初動対応が実施された伝染病
 - 新型コロナウイルス等の感染症
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○ 留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 15 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○ 問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

③③ 担い手経営体応援ファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

担い手経営体応援ファンドは、アグリシードファンドと同様、フレキシブルに活用可能な資金を調達していただけますが、アグリシードファンドより大規模な農業法人を想定しております。

- (1) 出資金額：原則 10 百万円超（出資上限比率：発行済株式総数の 50%）
 - (2) 出資期間：15 年以内
 - (3) 投資対象：農業法人
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
（主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫）
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者になることが確実である者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 直近の決算において債務超過でないこと、かつ株式又は持分取得直後の農業法人等の 1 株又は持分当り純資産が、取得した株式又は持分の価格の 50%を下回らないこと。
 - ・ 経常利益および税引後当期利益がいずれも過去 3 年連続赤字でないこと
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 5 年以上の事業計画を策定していること
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○ 留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 15 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○ 問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

③④ 青年等就農資金

就農から5年間の、営業開始や経営発展を図るために必要な資金について、無利子で借り入れることができます。

対象者：認定新規就農者（法人含む）

対象資金：機械、生産・加工施設の取得費等の設備資金、家畜の購入育成費、果樹改植費、農地の借地料や施設および機械のリース料、経営開始に伴い必要となる資材費等

※農地取得にはご利用いただけませんのでご注意ください。認定新規就農者の方が農地を取得される場合には、経営体育成強化資金（有利子）がご利用いただけます。

限度額：3,700万円（特認※1億円）

※一定の要件を満たした場合に適用になります

償還期間：17年以内（うち据置5年以内）

貸付金利：無利子

担保・保証人：実質的な無担保・無保証人制度

担保：原則として、融資対象物件のみ

保証人：原則として個人の場合は不要、法人で必要な場合は代表者のみ

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑤ 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）

認定農業者が農業経営改善計画に即して規模拡大・経営発展を図るために必要な資金を長期低利で借り入れることができます。

対象者：認定農業者

対象資金：農地取得や機械、生産・加工施設の取得費等の設備資金、
商標権、営業権等無形固定資産の取得費、法人化に必要な経費、
家畜の購入育成費、果樹改植費等の経費、
負債整理等の経営安定化資金

限度額：個人 3 億円（特認※ 6 億円）

法人 10 億円（特認 20 億円 [一定の場合、30 億円]）

※一定の要件を満たした場合に適用になります。

（注）このうち経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）のための資金の融資限度額は個人 6,000 万円、法人 2 億円です

償還期間：25 年以内（うち据置 10 年以内）

貸付金利：償還期間に応じて 1.75～2.60%（令和 8 年 4 月 20 日現在）

クイック融資制度

決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）
を活用し、無担保・無保証人融資の適用化を回答します。

対象者：企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準

対象事業：農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金

限度額：500 万円以下

法人向け融資限度額について

スーパーL 資金においては、
地域の中核的な認定農業者のさらなる経営展開を支援するため、
特認限度額を定めています。

要件：経営改善計画の期間内に民間金融機関から資金調達が行われること等

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑥ 農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）

農業者が規模拡大など経営発展を図るために必要な短期運転資金について、低利で融資が受けられます。

対象者：認定農業者

対象資金：資材費・雇用労賃等現金経費、技術修得費、販売促進費等

限度額：認定農業者 個人 500 万円 法人 2,000 万円
（畜産又は施設園芸を行う場合は、記載限度額の 4 倍額まで可能）

償還期間：1 年以内

貸付金利：2.15%（令和 8 年 4 月 20 日現在）

○問合せ先

最寄りの各市町村、各農業事務所

金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫など）

③⑦農林漁業セーフティネット資金

災害や、一時的な農産物価格の低迷などの社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた際の資金繰りに必要な資金を借り入れることができます。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者等※

※農業所得（法人の場合は農業売上高）が総所得（法人の場合は総売上高）の過半を占めるなどの要件を満たす方等

対象資金：長期運転資金※

※災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
行政処分等により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金
社会的・経済的環境変化が発生した場合に経営の維持安定に必要な資金

限度額：600万円（特認※年間経費等の6／12以内）

※簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合

償還期間：15年以内（うち据置3年以内）

貸付金利：償還期間に応じて1.75～2.60%（令和8年4月20日現在）

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑧ 農業改良資金

新たな部門の開始など農業者等の新たな取組みについては、無利子で融資が受けられます。

対象者：農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等
六次産業化法の認定を受けた農業者等
みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等

取組対象：新たな部門経営の開始（例：新規に飼料用米の栽培を開始）
新たな加工事業の開始（例：酪農家がアイスクリーム加工を開始）
新たな生産方式の導入（例：イチゴの土耕栽培から高設栽培への転換）
新たな販売方式の導入（例：消費者への直接販売を開始）

対象資金：施設・農機具等取得費、技術習得研修費、商標権等取得費、研究開発費等

限度額：個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円

償還期間：12年以内（うち据置3年以内 特例5年以内）

貸付金利：無利子

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店
043-238-8501

③9 農業近代化資金

農業経営の近代化を目指す方のための農舎やハウスなど施設の建設、復旧、トラクター、コンバインなどの農機具の購入など幅広く活用できる資金です。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農組織、農業を営む任意団体など

資金使途：建構築物（農舎、ハウス、集出荷施設、果樹棚など）、農機具（トラクター、コンバインなど）、家畜購入、小土地改良、長期運転資金、特定農家住宅、など

※資金使途については対象者により制限される場合があります

融資率：貸付限度額の範囲内で総事業費に対し 80%以内

（ただし補助金等が交付される場合は総事業費の 80%以内であり、かつ、総事業費から補助金を除いた額を上限とする）

※認定農業者は特例として融資率 100%（資金使途により例外あり）

限度額：農業を営む法人・任意団体、集落営農組織 2 億円

農業参入法人 1.5 億円

それ以外の農業者等 1,800 万円

ただし、農業経営規模などを勘案し知事が必要と認めた場合は 2 億円

償還期限：資金使途により 7～20 年以内（うち据置 2～7 年以内）

（例）建構築物：15 年以内（認定新規就農者は 17 年以内）

農機具、家畜購入育成：7 年以内（認定新規就農者は 10 年以内）

貸付利率：2.60%。ただし、一部資金は 2.95%（令和 8 年 4 月 20 日現在）

認定農業者に対する利子助成：

特例として公益財団法人農林水産長期金融協会の利子助成が受けられます。

- ・償還期間に応じてスーパー L 資金の貸付金利と同水準での融資（貸付利率 1.75～2.45%）が受けられます（令和 8 年 4 月 20 日現在）。
- ・この他、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図」に位置付けられた等の認定農業者は、貸付当初 5 年間実質無利子。実質無利子終了後から償還終了までの間（最長 10 年間）はスーパー L 資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます。
- ・※資金使途により特例が適用されない場合もあります。

○問合せ先

金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫など）

④ アグリマイティーマネージメント資金

組合員・農業者等がおこなう地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な資金を幅広く提供可能な融資となります。

1. 対象者：農業を営んでいるまたは農業に従事しているJAの組合員
2. 資金種類および資金用途
 - (1) 生産、担い手資金
農業生産に直結する設備資金・運転資金
 - (2) 加工、流通、販売資金
農産物の加工、流通、販売に関する設備資金・運転資金
 - (3) 地域活性化、地域振興資金
地域の活性化、振興を支援するための設備資金・運転資金
 - (4) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）
農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金
 - (5) 災害緊急資金
自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金
3. 限度金額：事業費の100%範囲内
ただし、再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）および災害緊急資金の貸付上限額は、以下のとおりとなります。
 - (1) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）：100百万円
 - (2) 災害緊急資金：
 - ① 激甚災害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等
一般：10百万円
特認：年間経営費の12/12相当額または粗収益の12/12相当額のいずれか低い方（※1）
 - ② 上記以外
一般：5百万円
特認：年間経営費の6/12相当額または粗収益の6/12相当額のいずれか低い方（※1）

※1 融資率は、貸付先や貸付対象事業等に応じ個別判断とします。災害緊急資金について、農業経営の規模等から一般の限度額では不足すると考えられる場合のみ、特認の限度額を適用します。

4. 貸付期間

長期資金：原則15年以内（ただし、対象事業において最長20年以内）

短期資金：1年以内

5. 貸付利率：JA所定の利率

融資を受けてから3年間の期間はJAバンク利子補給制度による利子補給を受けられます（令和8年4月～令和8年12月末の利子補給率：最大年1.0%の予定（令和8年4月現在）※2）。

※2 令和9年1月以降の利子補給率は別途改定となり、その後6ヶ月ごとに利子補給率の改定を予定しています。適用となる利子補給率は融資実行日時点の利子補給率となりますので、詳細は最寄りのJAにお問い合わせください。

6. 担保：必要に応じ、担保の設定を求めます。

7. 保証：原則として千葉県農業信用基金の保証を利用となります。

○問合せ先

最寄りのJA

④ 農業者年金

農業者年金は、農業従事者の老後を支える国の年金制度（国民年金の上乗せ年金）です。保険料は全額社会保険料控除の対象で、節税しながら老後の安定した収入に備えられます。

加入要件：下記の3つを満たす者。農地の権利名義は不要

- (通常加入)
- ・年間60日以上農業に従事
 - ・20歳以上65歳未満 ※60歳以上は国民年金任意加入者に限る
 - ・国民年金第1号被保険者（免除者は除く。）

保険料：月額20,000円～67,000円（千円単位で設定可能）

- (通常加入) ※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は10,000円から可能
 ※脱退・再加入が繰り返し可能（ただし、脱退一時金はなく、積み立てた保険料は将来年金として受給）

特徴：①積立方式・確定拠出型年金

②終身年金。80歳までに亡くなられた場合、死亡一時金あり（非課税）

③税制面で大きな優遇措置

- ・保険料は全額社会保険料控除の対象（同一生計の家族分の保険料を支払う場合、家族分も含めて控除の対象）
- ・保険料の運用益が非課税
- ・受け取った年金は、公的年金等控除の対象

④一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助あり（政策支援加入※）

<受給額の試算表>

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。運用利回りは加入後の経済情勢により上下し、予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められます。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

※【政策支援加入】・・・保険料の一部を国庫補助

加入要件：上記の加入要件に加え、下記の3つを満たす者

- ・60歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が20年以上見込まれる（39歳までに加入）
- ・農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が90万円以下
- ・下記の「政策支援加入の対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

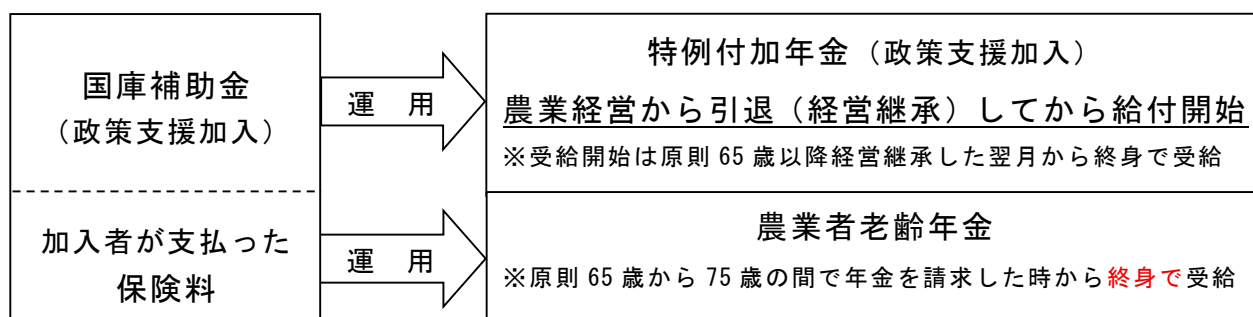
区分	必要な要件	加入者負担額（月額） （国庫補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
2	認定就農者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円)	16,000円 (4,000円)
5	区分1又は2でない者の直系卑属であり、35歳までに（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円)	—

保険料：月額2万円固定（国庫補助額分含む）

受給要件：下記の3つの要件を満たすこと

- ・原則65歳以上
- ・60歳までの保険料納付済期間が20年以上
- ・農地等の経営継承

《農業者年金の給付方法イメージ図》



○農業者年金基金ホームページ <https://www.nounen.go.jp/>

○問合せ先

最寄りの市町村農業委員会、またはJAへ